

杏林大学研究成果有体物取扱内規

制定 平成28年1月4日

(目的)

第1条 この内規は、杏林大学（以下「本学」という。）の研究成果有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、適正に運用・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 「研究者等」とは、次の各号に該当するものをいう。

(1) 本学の教育職員

(2) その他本学の研究施設、研究機器等を利用して研究活動を行っており、かつ、本内規に従い成果有体物を取扱うことに合意する者

2 「成果有体物」とは、次の各号に該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。（ただし、論文、講演その他の著作物を除く。）

(1) 材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、蛋白質等の生体成分等）

(2) 試作品、モデル品、実験装置等

(帰属)

第3条 研究者等が業務上作製した成果有体物は、特段の定めがない限り、本学に帰属する。

(管理)

第4条 研究者等は、成果有体物をその特性に応じて適切に管理、使用しなければならない。

(申出)

第5条 研究者等は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ研究推進センターに申し出てその承認を得なければならない。

(1) 外部機関に成果有体物を提供する場合

(2) 外部機関から成果有体物を取得する場合

(提供又は取得するための契約)

第6条 研究者等は、第5条第1項第1号又は第2号が認められた場合は、外部機関と契約を締結し必要に応じ、「試料提供契約書」又はそれに準じた書面を作成するものとする。尚、本学の署名者については外部機関と協議の上、決定する。

(提供及び取得の制限)

第7条 前2条にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、成果有体物を外部機関に提供、又は取得してはならない。

- (1) 国の定める倫理指針等に違反する場合
- (2) 本学の内規・規則等に違反する場合
- (3) 外部機関の研究者が作成したもので提供、又は取得が禁止されているものである場合
- (4) その他提供、又は取得を本学が禁止した場合

(収入の分配)

第8条 成果有体物を有償で提供する場合、原則として本学が得た収入(税込)から成果有体物提供に際して当該研究者等で要した経費(税込)を控除した後、本学の職務発明等の取扱いに準じて配分するものとする。

(研究者等の異動等)

第9条 研究者等が、退職又は異動等により本学の身分を喪失する場合は、当該研究者等が本学の在籍中に得た成果有体物の帰属について、研究推進センターと協議するものとする。

2 研究者等が、外部機関から本学への異動又は転入に伴い、本学に成果有体物を持ち込む場合には、研究推進センターに申し出るものとする。

(守秘義務)

第10条 研究者等は、成果有体物の存在、内容並びにそれに関する本学や当該研究者等の利害に関係ある事項について、それらの秘密を守らなければならない。研究者等が本学を離れた後も同様とする。

(事務)

第11条 この内規に関する事務は、公的資金企画管理課が行う。

(改廃)

第12条 この内規の改廃については、研究推進委員会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成28年1月1日から施行する。